

## 想定される新たな財源と徴収額のシミュレーション

- (1) 入湯税（課税対象の見直し）
- (2) 入湯税（超過課税の実施）
- (3) 宿泊税
- (4) 新たな観光振興財源を確保しない場合

## (1) 入湯税（課税対象の見直し）

### 【現行】

1人1日150円

ただし、日帰り客については利用料金が1人につき、1,000円（消費税を含む。）を超える場合に課税

※年齢12歳未満の者は宿泊・日帰りに関係なく課税免除

### 【新たな財源】

利用料金に関係なく、すべての日帰り客も課税対象とする。

ただし、引き続き年齢12歳未満の者は課税免除する。

# 入湯税（課税対象の見直し）の徴収額シミュレーション

2019年度（平成30年度）温泉施設利用者数 800,022人

標準税率150円を課税した場合 徴収税額推計 120,003,300円

## ※温泉施設利用者数

- ・日帰り客課税人数（利用料金が1,000円を超えるもの）を除く。
- ・城崎温泉外湯 … 一般（新・旧）、住民、延長、団体、勤労、市民、帰省大、小判、1日、KIAC、  
かにかに、優待、高齢、無札、スポーツ大会等の券種利用者  
なお、1日券利用者は平均3.33ヵ所の入湯実績を加味し、利用者数を算出

## <参考：入湯税収入済額の推移>

単位：千円

2009年度 (21年度)	2010年度 (22年度)	2011年度 (23年度)	2012年度 (24年度)	2013年度 (25年度)	2014年度 (26年度)	2015年度 (27年度)	2016年度 (28年度)	2017年度 (29年度)	2018年度 (30年度)
107,504	101,153	111,421	117,085	124,382	132,590	138,203	130,925	131,877	129,308

## (2) 入湯税（超過課税の実施）

### 【現行】

1人1日150円

ただし、日帰り客については利用料金が1人につき、1,000円（消費税を含む。）を超える場合に課税

※年齢12歳未満の者は宿泊・日帰りに関係なく課税免除

### 【新たな財源】

現在、標準税率150円で課税している税額を増額する。

ただし、引き続き年齢12歳未満の者は課税免除する。

# 入湯税（超過課税の実施）の徴収額シミュレーション

2019年度（平成30年度）入湯税納入申告による宿泊人数 864,490人

税額（超過税額）	200円（50円）	250円（100円）	300円（150円）	350円（200円）
超過分の 徴収税額推計	43,224,500円	86,449,000円	129,673,500円	172,898,000円

出典：入湯税納入申告書（税務課）

<参考：入湯税収入済額の推移>

単位：千円

2009年度 (21年度)	2010年度 (22年度)	2011年度 (23年度)	2012年度 (24年度)	2013年度 (25年度)	2014年度 (26年度)	2015年度 (27年度)	2016年度 (28年度)	2017年度 (29年度)	2018年度 (30年度)
107,504	101,153	111,421	117,085	124,382	132,590	138,203	130,925	131,877	129,308

### (3) 宿泊税

旅館業法に定める旅館業を営む施設に宿泊する宿泊者に対し、課税する。

- ・ 定額制
- ・ 定率制

## 宿泊税の徴収額シミュレーション

2019年度（平成30年度）宿泊客数 1,073,275人（大交流課調べ）

すべての市内宿泊者に定額制で課税した場合

課税額	100円	200円	300円	500円
徴収税額推計	107,327,500円	214,655,000円	321,982,500円	536,637,500円

# 新たな観光振興財源を確保するにあたって

(論点の整理)

- ・ 導入の時期
- ・ 新たな財源の使途
- ・ 新たな財源の使途を決める体制の構築



## (4) 新たな観光振興財源を確保しない場合

観光分野においても他の分野と同様、歳出の削減と歳入の確保を行う。

### ① 歳出の削減（例）

ア 市の観光事業の見直し

イ 市と観光協会の負担割合も含めた補助金額の見直し

ウ 上下水道使用料の特別料金設定と差額補てんの見直し（城崎地域）

エ イベント等個別補助金の見直し

### ② 歳入の確保（例）

ア 駐車場等指定管理の見直しによる市の歳入確保